

(社) 内海福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 内海福祉会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、役員等が理事会・評議員会に出席し、かつ同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

- (1) 理事長・常務理事報酬
- (2) 役員報酬
- (3) 評議員報酬

2 定款第24条に定める役員に対しては、各年度の総額が理事にあつては500万円、監事にあつては30万円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事長・常務理事に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため出張した時は、その旅行に対し費用弁償を支給する。

- 2 前項により支給する旅費は、本会の旅費規程に定める額とする。
- 3 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。
- 4 役員に通勤手当を支給することができる。その額は本会の給与規程に定める額とする。

(理事長・常務理事の勤務時間等)

第6条 理事長・常務理事の勤務時間は、原則として次のとおりとする。ただし、国民の祝日並びに12月30日から12月31日まで及び翌年の1月2日から1月3日までを除く。

理 事 長	勤務日は、週 3 日間とする。ただし、業務上、勤務が必要な前項以外の日は勤務するものとする。
常 務 理 事	勤務時間は、週 3 2 時間。勤務時間の割振りは、理事長の指定する週 4 日の午前 9 時から午後 6 時までとする。

(本会職員との併給)

第 7 条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第 8 条 役員等に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長・常務理事については、職員の給与の支給日に準じた日とする。

(2) 理事長・常務理事以外の役員等については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 9 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程の施行により社会福祉法人内海福社会役員等の報酬等に関する規程並びに社会福祉法人 内海福社会 評議員の費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、評議員会の承認があった日の翌月から施行する。

(令和 3 年 6 月 2 6 日評議員会 承認)

別表第1（理事長・常務理事の報酬）

役 職 名	月 額
理事長・常務理事	190,000円

別表第2（役員報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席。	10,000円
上記のほか、法人業務のための職務遂行	10,000円

（2）監事

	日 額
理事会等会議への出席。	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記のほか、法人業務のための職務遂行	10,000円

別表第3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記のほか、法人業務のための職務遂行	10,000円